【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年９月８日
【会社名】	ソフトバンク・テクノロジー株式会社
【英訳名】	SoftBank Technology Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 阿多 親市
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【電話番号】	03(6892)3061
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 管理統括 長田 隆明
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
【電話番号】	03(6892)3061
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 管理統括 長田 隆明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき平成28年８月24日に提出しました臨時報告書の記載事項のうち、訂正すべき事項及び平成28年９月８日に確定した事項がありましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

１．ソフトバンク・テクノロジー株式会社　2016年度第１回新株予約権
ロ 新株予約権の内容
（１）発行数
（３）発行価額の総額
（４）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
ハ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳
２．ソフトバンク・テクノロジー株式会社　2016年度第２回新株予約権
ロ 新株予約権の内容
（１）発行数
（３）発行価額の総額
（４）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
（５）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
ハ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

3【訂正内容】

訂正箇所は＿＿を付して表示しております。

１．ソフトバンク・テクノロジー株式会社　2016年度第１回新株予約権
ロ．新株予約権の内容
（１）発行数
（訂正前）
新株予約権2,920個（新株予約権１個につき100株）
上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがある。
（訂正後）
新株予約権2,720個（新株予約権１個につき100株）

（３）発行価額の総額
（訂正前）
613,200,000円
（訂正後）
571,200,000円

（４）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
（訂正前）
本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、その数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権の目的となる株式の総数は、当初292,000株とする。）。
（訂正後）
（４）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、その数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権の目的となる株式の総数は、当初272,000株とする。）。

ハ　新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳
（訂正前）

当社取締役５名	720個	（72,000株）
当社従業員26名	1,520個	（152,000株）
当社子会社取締役３名	220個	（22,000株）
当社子会社従業員11名	460個	（46,000株）

（訂正後）

当社取締役５名	660個	（66,000株）
当社従業員24名	1,420個	（142,000株）
当社子会社取締役３名	220個	（22,000株）
当社子会社従業員10名	420個	（42,000株）

２．ソフトバンク・テクノロジー株式会社　2016年度第２回新株予約権

ロ．新株予約権の内容

（１）発行数

（訂正前）

新株予約権1,350個（新株予約権１個につき100株）

上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがある。

（訂正後）

新株予約権1,305個（新株予約権１個につき100株）

（３）発行価額の総額

（訂正前）

未定

（訂正後）

272,745,000円

（４）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

（訂正前）

本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、その数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権の目的となる株式の総数は、当初135,000株とする。）。

（訂正後）

本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、その数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする（なお、本新株予約権の目的となる株式の総数は、当初130,500株とする。）。

（５）新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（訂正前）

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される本新株予約権１個当たりの金額は、次により決定される１株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が本新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価格とする。

（訂正後）

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される本新株予約権１個当たりの金額は、次により決定される１株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金2,090円とする。

ハ．新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

（訂正前）

当社従業員	76名	1,280個	（128,000株）
当社子会社従業員	４名	70個	（7,000株）

（訂正後）

当社従業員	73名	1,235個	（123,500株）
当社子会社従業員	４名	70個	（7,000株）